平成27年労第106号

# 主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

# 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に所在するC会社D工場(以下「会社」という。)に期間工として雇用され、組立ラインにおいて工具を使用してナットを締めつける作業や部品運搬の作業に従事していた。

請求人は、右環指が曲がったまま動かなくなったとして、平成〇年〇月〇日、 E病院に受診し「右環指ばね指」(以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

#### 第2 再審査請求の理由

(略)

# 第3 原処分庁の意見

(略)

# 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定 (略)
  - 2 当審査会の判断
  - (1)請求人は、請求人が従事してきた上肢作業が原因で本件疾病を発症した旨主 張していることから、検討すると以下のとおりである。
  - (2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定 基準については、労働省(現厚生労働省)労働基準局長が「上肢作業に基づく 疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以 下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当 なものと考えることから、以下、認定基準に照らして本件について検討する。
  - (3)「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間(原則として6か月程度以上)従事した後に発症したものである」か否か。

本件の一件記録から、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで、インパクトレンチ及びナットランナーを使用し、ナットを締め付ける作業を行い、また、同月〇日に部署変更してからは同月〇日まで部品を入れた通箱を持ち上げ運搬する作業に従事していたものと確認できる。これらの作業はいずれも両手指を用いて行うものと認められることから、請求人は、上肢に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事していたものと判断する。

(4) 発症前に過重な業務に就労したか否か。

請求人が従事した作業内容をみると、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、請求人及び同種労働者のナット締付作業による生産台数は毎月ほぼ同数であり、本件疾病発症直前の3か月間において、同種労働者と比較しておおむね10%以上の業務量が増加したものとは認められない。また、請求人の勤務体制は1直と2直の交代制であり、休憩時間も確保されており、長時間作業及び連続作業があったとも認められない。さらに、請求人は、不適切な作業環境の中で作業に従事していた旨主張するが、当審査会において精査する

も、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、そのような環境にあったとは認めることができない。

したがって、当審査会としても、請求人が本件疾病の発症前に過重な業務に 就労したとは認められないものと判断する。

# (5) 本件疾病に関する医学的判断

F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「要因は明らかでな いが、指の繰り返し運動で生じることが多い。」と述べているところ、G医師は、 平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「右環指に明らかな災害は認めら れない。右環指ばね指を上肢障害の要件とする作業期間、作業内容、業務量か らも過重な業務とは言い難いと思われる。よって、この作業によって発症した ものとは考えにくい。」と述べており、H医師は、平成○年○月○日付け鑑定書 において、要旨、「労災に認定するには就労期間、業務負担、作業態様を含め業 務起因性の点につき要件を満たす必要がある。就労期間はおよそ6か月で要件 を満たす。業務負担についてはインパクトレンチ、ナットランナーとも2~3 kgの重量でその操作に強い力を必要としない。強く握りしめないと作業になら ない程と断定できない。ナットランナーは両手で使用されるため、右手が著し く負荷がかかりやすいとは言い難い。作業熊様においても指の屈伸が頻回に必 要な作業とも言えず、ばね指をひき起こす作業と断定できない。また同種労働 者でのばね指の発生がなく、発症前に多くの作業を押しつけられたものでもな い。従って業務負荷で本件疾病が発生したものとするのは難しい。」と述べてい る。

以上のとおり、請求人の本件疾病の発症について、F医師は、要因を不明とし、G医師及びH医師は、請求人の従事した作業との間の因果関係を否定していると判断できるところ、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病と業務との医学的因果関係を認めることはできないものと判断する。

- (6) 以上のことからすると、本件疾病は、認定基準に定める上肢に過度の負担の かかる業務により発症した上肢障害とは言えず、業務に起因して発症したもの とは認められないものである。
- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は 妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。